

「資本論を読む会」便り

2024.2.15 No. 83

2024年最初の例会で、第3篇 第8章 労働日 第6節 標準労働日のための闘争 法律による労働時間の強制的制限 1833－1864年のイギリスの工場立法 の残りを読み終えました。

※ 編集人の復習ノート。今回は長いので各段落の要点だけです。報告や議論を踏まえて編集人はこう理解したという感じです。議論の紹介ができなかった点をご容赦ください。段落は、大月書店の全集版では本文の字下げで区切られていますが、分かりづらいところもあります。レジュメの区切りに番号を付けて段落としました。段落名の後の小さい字は、(原著ページ番号)と段落の出だしなどで範囲を示しています。

第84回 第1巻 第3篇 絶対的剰余価値の生産

第8章 労働日

第6節 標準労働日のための闘争 法律による労働時間の強制的制限 1833－1864年のイギリスの工場立法

前回の復習

レポーターの報告をまとめると、ざっと、次のようになるでしょうか。

- 1833年 工場法。標準労働日が現れ始めた。(木綿・羊毛・亜麻・絹業)
児童労働は8時間に制限されるも、リレー制度により、こき使われた。
- 1844～1847年。工場法のもとに置かれた産業部門で12時間労働が一般的となった。
使用する児童の最低年齢を9歳から8歳に引き下げた。
- 1847年 新工場法。10時間労働。少年と婦人に限定。段階的实施。
- 1848年 10時間に確定。

この節の後半は、一般的な10時間法の実施を廻る資本家と労働者の攻防を扱っています。

第17段落 (300)「資本は、1848年5月1日からこの法律…」 ～ (301)注146まで。

1848年、新工場法(10時間法)発効に対する資本の反撃は失敗した。

●1847年の大恐慌で、労働者は深刻な生活苦(借金など)を押し付けられていた。

資本は、労働者が家族の生活のために長時間労働を選ぶ、と予測。
恐慌後に、段階的な労働時間短縮に合わせた賃銀引下げを図った。

しかし、労働者は10時間法案に固執した。

資本は、長時間労働や首切りで労働者を脅迫して10時間法撤廃の請願署名をさせた。
成年労働者に、長時間労働か解雇かの二者択一で、長時間労働を担わせ、それを労働者の念願だと主張しようとした。

しかし、1848年5月、10時間法は発効した。

第18段落 (301)注146の後。「資本の前哨戦は不成功に…」 ～ (302)注147まで。

10時間法発効後の工場主たちの反乱

- チャーティスト党の大失敗や、パリの六月暴動とその血なまぐさい鎮圧を機に、旧来の支配層と新興産業資本家は大同団結し、あらゆる階層を総動員して労働者に相対し、1833年以來の工場法に対して、公然たる反逆を起こした。
- 1833年、1844年、1847年の工場法の問題点。
 - ・18歳以上の男子労働者に対して労働日の制限をしていない。
 - ・朝の5時半から晩の8時半までの15時間が、法定上の昼間。
この範囲内で少年・婦人は、12時間(後には10時間)の労働時間が定められた。
こうした規定のもとで資本は抜け道を探った。
- 第一の措置
 - ・法的規制のもとに置かれている児童・女性労働を解雇した。
 - ・ほとんどなくなっていた夜間労働を、成年男子労働者のあいだに復活させた。

第19段落 (302)注147の後。「第二の一步は、食事のための…」 ～ (303)注149まで。

第二の措置——食事休憩の剥奪。

- 食事休憩を労働日の中から外そうとした。
刑事裁判所は「10時間、中断なしに仕事をさせることは違法である」と判定。

第20段落 (303)注149の後。「これらの愉快的示威運動…」 ～ (304)注152まで。

第三の措置——1844年法の弱点を利用して合法的に児童労働を強化。

- 1844年法の弱点。
 - 昼の12時以前に就業した児童を、昼の1時以降に再度就業させることを禁止したが、昼の12時以降に就業した児童たちの、6時間半の労働は規制しなかった。
午前の労働5時間につき、少なくとも30分の休憩が義務づけられていたが、午後の労働については規定がなかった。
- 資本は、午後の労働を分割して拘束時間を最大化し、休憩なし6時間半労働を児童に強いた。
 - ・労働時間を分割し、12時～20時半まで児童を拘束し働かせることができた。
 - ・午後2時～休憩なし(食事時間もなし)に6時間半の労働を児童に強いることができた。
成年男子労働者を、午前5時半から晩の8時半まで15時間、の範囲内で働かせ、補助として少年や婦人を、午前5時半から午後2時以降まで10時間、使った後、児童を、午後2時から晩の8時半まで6時間半(休憩・食事なし)、使う。

第21段落 (304)注152の後。「とはいえ、このように、…」 ～ (307)注164まで。

少年と婦人労働者に関する1844年法の規制に、資本はリレー制度で反逆。

- 工場主たちは、リレー制度の復活を監督官に通知した。
 - ・工場主の圧力に負けた内務大臣が、工場監督官からの告発に対して、
リレー制度が乱用されているのでない限り…告発するな、と指示。
 - ・監督官によって異なる対応が生まれた。
 - ・監督官がいくら告発しても、裁判官の判事を工場主が兼ねていて(これが自体が法律違反)、工場主たちの法律違反が認められず、無罪となった。

●監督官ホーナーの報告

- ・複雑なリレー制度の取り締まりはできない。工場法が骨抜きにされている。
- ・工場主たちは、1848年の法律に違反していると裁判所から宣告されても意に介さない。
- ・10回告発し、法律の励行を試みたが、治安判事によって支持されたのは1件のみ。
- ・一般にそれらの工場は、現在朝の6時から晩の7時半まで13時間半作業しており……若干の場合には、朝の5時半から晩の8時半まで、15時間作業している。
- ・同じ児童や少年が、ある時は紡績室から織布室などに、ある時は15時間の間に一つの工場から別の工場に移される、といった複雑なリレー制度は取り締まれない。
- ・どんな監督制度でもこのリレー制度のもとでは極度の過度労働を防止できない。

第22段落 (307)注164の後。「しかし、現実の過度労働…」～(308)注166まで。

リレー制度によって10時間法は骨抜きにされ、労働者は苛酷に搾取された。

●リレー制度は、労働者を1工場日15時間、工場に拘束するものであった。

工場の全労働者を、12～15の部類に分割し、部類の構成部分を絶えず変更。

15時間(1工場日)の間に、あるときは30分、あるときは1時間、労働者を引き寄せてはまた突き放すことによって、彼をあらためて工場に引き入れては、また工場から追い出すようにし、こうしてまる10時間労働が完全に遂行されるまではいつも労働者をつかんで放すことなく、わずかなばらばらの時間ずつ労働者をあちこちに追い立てた。

労働者たちは、工場への往復時間は勘定に入れず、15時間のあいだ工場に拘束され、管理されているが、工場主は10時間分の労賃を支払うだけであった。

第23段落 (308)注166の後。「2年間にわたる資本の反逆は、…」～(308)注168まで。

1850年工場法——工場主たちが勝利。事実上10時間労働法は廃棄された。

●1847年の10時間法に対する資本家たちの反逆の結果、財務裁判所の判決により事実上10時間労働法は廃棄され、少年や婦人労働者へのリレー制度が積極的に設定されるようになる。

第24段落 (309)注168の後。「しかし、外観上は決定的な…」～(309)「しかも、労働力の平等な搾取…。」

1850年の工場法は、労働者の反撃を呼び起こした。

- 労働者たちは、ランカシャーとヨークシャーで威嚇的な抗議集会を開き抗議した。10時間法は茶番であり、議会の詐欺でしかないと言い出した。
- リレー制度に対する地方と都市部の工場主の意見の相違。労働者を搾取する条件がバラバラである状態に対する不満の声があがった。

第25段落 (309)「このような事情のもとで工場主と労働者…」～(311)注176まで。

1850年8月、新しい追加工場法。工場主と労働者の妥協が成立。

●追加工場法の少年と婦人についての規定により、リレー制度は終わった。

- ・標準労働日……朝5時30分～晩の8時30分だったのを、朝6時～晩6時に、変更。
- ・1労働日……週初めの5日間は10.5時間、土曜日は7.5時間に制限。週60時間とする。
- ・食事時間……朝6時～晩6時の労働時間の間に、1時間半、全員同時とする。

なお、児童労働については1844年のままで、6.5時間。

- 絹工場の工場主は、児童労働に対する特権を維持した。
1833年法 1日10時間。(児童労働なしで工場はつぶれるという理由。後に、ウソと判明。)
1844年法 11歳未満は 6.5時間に。代償措置: 11～13歳の児童は10時間。就学義務の免除。
1850年法 絹撚り・絹巻き取り部門に限定。代償措置: 11～13歳の児童は10.5時間に延長。
(絹工場は軽労働で無害という理由で。(実際は絹業地方の平均死亡率は例外的に高かった))

第26段落 (311)注176の後。「1850年の法律は、ただ、…」 ～ (312)注179まで。

1853年に児童労働規制の欠陥が補足されて、1850年の工場法はすべての労働者の労働日を規制した。

- 1850年法 児童の労働時間は1844年の6.5時間のままであった。
(少年・婦人の労働日を朝の6時～晩の6時の12時間にかえただけ。)
- 1853年 児童を、少年や婦人よりも朝早くから晩遅くまで働かせることが、禁止された。
(児童は、成人労働者の規定{5時半～20時半}の中で労働させられていた。)
- こうして1850年法の適用を受けた全産業部門で、全労働者の労働時間は週60時間になった。

第27段落 (312)注179の後。「立法は、1845年の『捺染工場法』…」 ～ (312)注181まで。

振り返ると、1845年の捺染工場法で、工場法がそれまでの領域外へ初めて適用された。

- 1845年の捺染工場法は、元来の領域(綿業)から、初めてそれ以外の領域に手を伸ばした。
 - ・捺染場における8才～13才までの児童と婦人の労働日を6時～22時までの16時間に制限。
 - ・しかし、食事のための法定中休みもなしで過重労働を許容。
13歳以上の男子労働者は昼夜を問わずこき使うことを許容。
工場法としての意義がほとんどないに等しい規制だが、新たな領域に法の規制が及んだ最初のものであった。

第28段落 (312)注181の後。「それにもかかわらず、原則は、…」 ～ (315)この節の最後まで

1860～1863年に、1850年の工場法の適用領域が拡大された。

- 1853～1860年の大工業の発展は、労働日を法的に規制する必要性を生じさせた。そのため、1860～1863年に、染色、漂白、レース、靴下、陶器、マッチ、雷管、製パン工場などの、重要産業部門に、1850年の工場法の適用領域が拡大された。(但し、農業・鉱山業・運輸業を除いて)

※今回は読んだ範囲が長かったため要点をまとめただけで紙数が尽きてしまい、例会での議論を紹介できません。主な項目だけ列举しておきます。

- ◆標準労働時間の形成過程と児童労働の制限の関係。
- ◆児童労働の悲惨な状況を記した「子供たちの産業革命」の紹介。
- ◆成人労働者の労働時間や夜間労働などがどうなっていたか分かりづらい。
- ◆派遣先への移動時間が労働時間に含まれないヘルパーの労働と、リレー制度の類似性。
- ◆労働者は一律ではなく、後の時代に貴族化・二重構造などが現れる。労働者の闘いは如何に行なわれるべきか。